

(法 第 1 0 条関係)

平成 30 年度事業計画書

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ふよう土 2100

1 事業実施の方針

平成30年度については、児童、障がい者、高齢者等に対する相談援助に関する事業、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、東日本大震災の被災者に対する復興支援事業等にも取り組んでいく方針です。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額 (千円)
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	・放課後等デイサービス「がっこ」の運営	4月～3月	郡山市、	10人	障がい者およびその家族 延べ2,500人	15,000
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	・児童発達支援・放課後等デイサービス「えるむ」の運営	4月～3月	郡山市、	10人	障がい者およびその家族 延べ2500人	15,000
児童、障がい者、高齢者等に対する相談援助に関する事業	・相談支援事業所ひかり相談室の運営	4月～3月	郡山市	2人	障がい者およびその家族 100人	6,000
児童、障がい者、高齢者等に対する相談援助に関する事業	・子育て支・障がい児支援サポート事業 「障がい者と家族の支援」交流サロンひかりの運営	4月～3月	郡山市、 須賀川市、本宮市、三春町	10人	障がい者およびその家族 1,000人	1,000

(2) その他の事業

実施しない